

施設をご利用の際の物品販売について

平素より、中央区民センター・中央会館をご利用いただきありがとうございます。

さて、区民センター等の区役所附設会館(市内 33 館)にて催し物を開催される際の物品販売について、同じ利用内容に対するご説明が施設ごとに異なる場合があります。

そこで、区民センター等の区役所附設会館をご利用の際の物品販売の許可基準(標準ルール)について、ご利用の皆様へ、わかりやすく明確にお示しする必要があるとの考えから、つぎの通り改めて整理し、**令和 6 年 1 月 4 日以降の利用分から適用**させていただくことになりました。

今後、中央区民センター・中央会館のご利用にあたり、物品販売申請書の提出など、ご利用の皆様にお手数をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

施設利用時の物品販売についての標準ルール

- ・催し物に関連する物品のみ、販売可能です。
(物品販売なしでは成立しないような催し物は、認められません。)
- ・販売内容の確認のため、物品販売申告書の提出が必要です。
- ・消費者保護の観点から、保険/投資/リフォームに関する商品の販売、勧誘をおこなう催し物はできません。

※物品販売は、催し物の主催者の責任において実施してください。

※リサイクルを目的とするフリーマーケットのような公共・公益性の高い催し物については、例外的に認められる場合がありますので、各施設にご相談ください。

問 い 合 わ せ 先

大阪市 市民局 施設担当	(TEL 6208-7633)
中央区役所 市民協働課	(TEL 6267-9834)
J:COM 中央区民センター	(TEL 6267-0201)
大阪市立中央会館	(TEL 6211-0630)

物品販売申告書

年 月 日

(一財)大阪市コミュニティ協会 理事長 様

(申請者) 所在地
団体名
代表者氏名

中央民センター及び中央会館での物品販売について、以下の注意事項を了承し、申告します。

行事名称	
日 時	年 月 日 午前・午後・夜間
販売品名 予定価格 予定数量 (販売予定 の物品を全 て記載して ください)	※記載しきれない場合、別紙提出可能です。
販売責任者	氏名 電話番号

(注意事項)

- 販売に伴い発生するトラブルは主催団体及び申請者(代表者)が責任を持って処理してください。
- 販売品は催し物に関連するものに限ります。(販売自体が主目的となる利用は許可できません。)
- 食品の販売等、法令等に届出等の定めがあるものは申請者が責任をもって対応してください。
- 物品販売申告書に記載した以外の場所(廊下等共用部分含む)での販売はできません。
- 販売により主催者に利益が上がる場合は、施設利用料について割増料金を適用します。
- 次のような場合は、ご利用いただけません。(使用の許可を取り消すことがあります。)
 - ・犯罪行為または犯罪行為を助長する等のおそれがある場合
 - ・わいせつ物、危険物の持ち込みなど、公安又は風俗を害するおそれがある場合
 - ・本申告に係る物品に瑕疵があること
 - ・その他原因によって、当該物品の販売契約について契約不適合責任が生じた場合、購入者に対する法的責任(返金措置・損害の賠償など)に応じるために必要な体制がとられていないと認められる場合
 - ・本申告に係る物品の販売行為等(勧誘のための行為を含む)が、消費者契約法、特定商取引に関する法律、その他の法令に違反するおそれがあると認められる場合